

那覇市資源化物収集運搬禁止行為指導等実施要綱

平成 27 年 6 月 19 日 環境部長決裁

平成 30 年 1 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 23 条の 2 の規定に違反する行為に対する指導、勧告、及び過料処分の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導等に係る基準)

第 2 条 この要綱において「持ち去り行為」とは、条例 23 条の 2 の規定に違反する行為であって、次に掲げるものをいう。ただし、資源化物(条例第 2 条第 7 号の資源化物をいう。以下同じ。)を、市民等との合意に基づく譲渡、売買等により取得する行為を除く。

- (1) 市及び市長が指定する者以外の者(以下「指定外者」という。)が、資源化物を回収する所定の場所(以下「ごみ置場」という。)から拾い上げ、所持する袋又は籠、車両等に入れることによりその占有に至ったこと。
 - (2) 前号のほか、指定外者が、ごみ置場から資源化物を拾い上げ、所持しつつ立ち去ること。
 - (3) 指定外者が、前 2 号で収集した資源化物を徒歩、車両等で運搬すること。
- 2 条例に基づく指導、勧告、命令及び過料処分については、持ち去り行為を行った者(以下「持ち去り者」という。)に対して行うものとする。

(証拠保全)

第 3 条 市長は、持ち去り行為が行われた場合において、証拠保全の必要性及び緊急性を踏まえ、写真等の撮影を行うことができるものとする。この場合において、撮影については、持ち去り行為に関する撮影に留め、一般的に許容される限度を超えない相当な方法を持って行うものとする。

(指導)

第 4 条 市長は、持ち去り行為の確認後、持ち去り者に対し口頭等により、条例違反である旨の説明を行い、次に掲げる事項について、条例第 23 条の 3 第 1 項の規定による指導を行うものとする。

- (1) 持ち去り行為の中止
- (2) 持ち去り行為をした資源化物のごみ置場への返還
- (3) その他持ち去り行為を防止するために必要と認められる事項

(人物の特定)

第 5 条 前条の指導等においては、持ち去り者の住所・氏名等、人物を特定する情報

を収集するものとする。

- 2 情報の収集については、正確な情報の把握を行う為、できるだけ公的機関が交付するもので人物の特定が行えるものを、任意で提示を求め、確認するものとする。
- 3 前項の人物の特定を示すものの提示を拒否された場合は、持ち去り者より、住所・氏名等の聴き取りを行うものとし、持ち去り者が回答しないときは、人相（身長、体形、年齢、性別等）や着衣、車両等の特徴を把握し、記録するものとする。

（調査）

第6条 第4条の指導にかかわらず、持ち去り行為の中止をせず、又は威圧的な態度、持ち去り行為の継続等、指導に従わない者については、関係機関に対し、持ち去り者の特定を行う為の協力を依頼するものとする。

（記録）

第7条 第3条、第5条又は前条の規定により知り得た、車両又は人物を特定する情報、持ち去り行為の状況に関する情報等については、「資源化物収集運搬禁止行為者記録簿」及び「資源化物収集運搬禁止行為指導業務日報」にできるだけ詳細に記録するものとする。

（勧告）

- 第8条 市長は、第4条の指導に従わず持ち去り行為を行った場合、持ち去り者に対し、条例第23条の3第2項の規定による勧告を行うものとする。
- 2 前項の勧告は、人物を特定する情報を正確に確認した後、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（以下「規則」という。）第8条の資源化物収集運搬禁止行為是正勧告書を、直接交付し、又は書留郵便等により交付することで行うものとする。

（命令）

- 第9条 市長は、持ち去り者が前条の勧告に従わず持ち去りを行った場合、当該持ち去り者に対し、条例第23条の4第1項の規定により、違反行為の是正のために必要な措置をとるべき旨の命令を行うものとする。
- 2 第4条の指導時において、指導に従わない等の悪質者と判断したときは、条例第23条の4第2項の規定により、前条の勧告を行わずに命令を行うものとする。
 - 3 前2項の命令は、規則第9条の資源化物収集運搬禁止行為是正命令書を、直接交付し、又は書留郵便等により交付することで行うものとする。

（過料処分に係る弁明の機会の付与）

第10条 前条第1項又は第2項の命令に違反して持ち去り行為を行った者に対し、条例第35条の規定による過料処分をしようとする場合は、規則第10条第1項（地方

自治法第 255 条の 3) の規定により、当該処分に先立って、その旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の弁明の機会を付与する場合は、規則第 10 条第 1 項の告知書を、直接交付し、又は書留郵便等により交付することで行うものとする。

(過料処分)

第 11 条 市長は、弁明された内容に合理性がないと認めるとき、又は持ち去り者からの弁明がないときは、条例第 35 条の規定による過料処分を行うものとする。

- 2 前項の過料処分は、規則第 11 条第 1 項の資源化物収集運搬禁止行為過料処分書及び納付書を、直接交付し、又は書留郵便等により交付することで行うものとする。
- 3 条例第 36 条（両罰規定）を適用する場合については、前条及び前 2 項の規定を準用する。

(過料の金額)

第 12 条 条例第 35 条の過料の金額は、50,000 円以下で、次の表のとおりとする。

過料処分の回数	過料の金額
1 回目	10,000 円
2 回目	30,000 円
3 回目以降	50,000 円

- 2 市長は、相当の理由があると認める場合、前項の規定にかかわらず、過料の金額を決定することができるものとする。
- 3 過料の納期限は、規則第 11 条第 2 項の規定により、当該処分の日の属する月の翌月の末日とする。

(指導員)

第 13 条 市長は、規則第 7 条第 2 項の規定により資源化物収集運搬禁止行為指導員を任命し、本要綱に係る事務を行わせるものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。